



# 川越

同和問題特集号

## 号外

■発行所 川越市役所 ■電話 川越(0492)24-8811(代) ■発行人 川越市長 加藤 龍二 ■編集 企画財政部企画課



### ふるさと

“ふるさとをかくす”ことを  
父は

けものような鋭さすまじで覚えた

ふるさとをあばかれ

ふたたびかえらぬ友がいた

ふるさとを告白し

許婚者いいなすけに去られた友がいた

わが子よ

おまえには

胸張ひしみってふるさとを名のらせたい

瞳ひしみをあげ 何のためらいもなく

“これが私のふるさとです”

と名のらせたい

丸岡 忠雄

※「にんげん」より転載

### 名目上の身分解放令

封建時代の身分制度によってつくられた部落差別は、明治四年、いわゆる「身分解放令」が公布されたことにより、制度的には解消されましたが、実質的な対策が講じられなかったため、部落差別は厳然として残り続きました。しかも、なお助長再生産されて、約百年が過ぎた現在においても、基本的な人権が著しく侵害され、自由が保障されていない現実があることは、日本国民にとってまことに不幸なことであります。

日本国憲法においては、「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない」「すべての国民は、法的下に平等であつて、政治的、経済的、社会的関係において差別されない」として、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として保障されており、差別を強く否定してあります。

この憲法を遵守し、真の民主主義を築きあげることは、行政の責任であり、国民の課題であります。

同和問題は、昭和四十年八月に出された政府の諮問機関である同和对策審議会の答申の中でも明らかにしているように、右に述べたような人間の自由と平等に関する問題であり、憲法に保障された基本的人権にかかわる課題であります。

### 事業の円滑な推進に 特別措置法の制定

昭和四十四年七月十日に公布、施行された同和对策事業特別措置

法でも、その第三条で「すべて国民は、同和对策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、同和对策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない」とし、第四条では「国及び地方公共団体は、同和对

## 同和問題の解決に 理解と協力を

川越市長 加藤 瀧 二



策事業を迅速かつ計画的に推進するように努めなければならない」として、行政の責任と国民の協力を義務づけ、この事業を達成するために必要な特別措置について規定しています。

### 昨年の一月に 同和对策審議会設置

本市といたしましては、この問題の早急な解決を図り、人権を尊重し合う、民主的な明るい社会を実現するために、昨年一月同和对策審議会および同和对策室を設置しました。さらに五月には、同和对策推進協議会を充足させ七月には、教育委員会社会教育課に同和对策係を設置するなどして、同和对策事業を重点施策の一つとして積極的に推進しておりますが、まだまだ、実態の差別が残存していますし、また、社会意識としての差別観念は完全にぬぐいきれず、同和問題を全市民的な課題に発展させるまでには至っておりません。

同和問題の解決は、行政の積極的な取り組みと、市民一人一人が自分自身の問題として認識し、取り組むことが不可欠の要件であり、放置しておけばいつとはなしに解決するというものではありません。

今後、各界のご協力をいただきながら、全市民の同和問題に対するご理解とご協力をいただくべく、積極的な啓蒙・啓発活動を展開して、この問題の解決にまい進したいと考えております。

市民の皆さん、同和問題の解決こそ私たち市民の日常生活におけるあらゆる差別をなくしていくことであり、それがまた民主主義社会を実現する基盤である点を認識していただき、本問題解決のため格別のご理解とご協力を心からお願ひするものであります。

## 差別解消は国民的課題

### 同和对策 審議会答申 の前文を紹介

く理解していただくために、答申

昭和三十六年十二月七日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方法一について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未

### 前文

解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探究に努力した。その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期限を二度にわたって延長し、同和地区の実情把握のために全国および特定の地区の実態の調査も行った。その結果は附属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等な日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。したがって、審議会はきわめて慎重であり、総会を開くこと四

の前文を掲げてみます。

二回、部会二二回、小委員会二一回におよんだ。

しかしながら、現在の段階で対策のすべてにわたって具体的な答申することは困難である。しかし、問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたすに目を重ねることは許されない状態にあるので、以下の結論をもってその諮問に答えることとした。

時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同様に人間尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新しく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭してあるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

## 権力政治の犠牲

### 被差別部落の生い立ち

人間が人間を支配し、差別するようになったのは、いつごろからのごときでしょうか。それは、人類の歴史からみれば、決して古いことではありません。

日本の国で差別が始まったのは今から二千年ぐらい前のことです。現在の被差別部落の起源は、戦国時代の末期から江戸時代の初期にかけてのころに始まります。

### 徳川幕藩体制の成立

人々の職業と住所と身分とを固く結びつけて従えるという差別

### 起り 支配者への抵抗を恐れ 民衆を階級別に区分

家康をはじめ、大名たちのほとんどは、もとは、貴族や上級武士からいやしめられていた低い身分の出身の者でしたが、支配者にしあがると、自分たちの天下をつづけ、人口の一〇割にも満たない武士の地位を固めるため、民衆が団結して武士に抵抗してくることを恐れました。そして、それを防ぐために、人間に上下の差別をつけ、分裂させておくことを考え、民衆に対して、政治的にも経済的にも、さまざまな圧迫を加えたのです。

のしくみは、織田・豊臣の時代にできあがったものですが、それは、はつきりと国のきまりとして定められ、江戸幕府になってからです。

今から三百七十年ほど前、関ヶ原の合戦に勝ち、天下をとった徳川家康は、全国の大名を従え、征夷大将軍となつて、江戸に幕府を開きました。そして、將軍を中心にして、三百諸侯といわれた大名が、土地と人民を支配する封建政治、徳川幕藩体制が成立したのです。

### 士農工商の下へ えた・非人をおく

このような身分関係の固まり、動きのできない身分関係を固めた上で、それをささえる最低の身分として「えた・非人」のきまりがつくられたのです。

山城・鉢形城・忍城・岩槻城などの城下町にこれらの人々が居住させられたのです。

づかひまで固く決められている状態でした。

農民は、地主・庄屋・組頭・百姓代・本百姓・小作・水呑などの身分に分けられていましたし、職人にも、親方・職人・徒弟の順序があり、商人には、主人・番頭・手代・でっちななどの身分が定められていたのです。

農民は、その全収獲の五〇割から六〇割を年貢として負担させられ、その生活はきわめてみじめでした。そこで、その不満をそらすため、身分は町人の上におき、その下に「商」を配したうえ、さらにおいたのです。その「えた・非人」の中でも「えた」には「おれたち」は「非人より上だ」といばせ、「非人」には「おれたちは足を洗つてもとの身分になれるが、えたはなれない」と思わせてお互いを差別させあうという、たくみな、ひどい差別制度をつくりだして、これをあやつっていたわけです。

### 身分差別の強化に 一揆などで抵抗

徳川幕藩体制も、百年ほどたつと、だいぶよすがが変つてきました。商品経済の発展により、商人は富をたくわえて勢力を高めました。武士階級は消費生活に追われて窮乏しました。このため、年貢や新しい税の取り立てを厳しくしましたので、農民などは、百姓一揆、うちこわしなどではげしく抵抗するようになりました。これに対して、幕府や藩は、身分制度のくずれのをおそれ、再三にわたつて身分差別制度の強化をはかりました。そして、百姓は絹の着物をきてはならぬ、米・麦・茶をむだに飲み食いするな、などなど、箸の上げ下げにまで厳しいとりしまりを行ったのです。

特に「えた・非人」には、過酷なとりしまりを行いました。幕府は「えた・非人」を、農・工・商の籍に入れない規定を定めたり、「ちかごろえた・非人の風俗がわるくなり：：今後は、えたが百姓町

### 幕藩体制の崩壊

古い身分制度は消滅 このような差別の強化に対し、「えた・非人」は、農民や困窮者たちとともに、一揆・うちこわしなどで、はげしく抵抗しました。やがて、徳川幕藩体制も三百年ほどで倒れ、明治四年のいわゆる「解放令」が出されて賤民(えた・非人)という身分は、法律的にも制度的にもなくなりました。

# 今も残る部落差別

## 被差別部落の現状と実態

いま、被差別部落と血縁的なつながりをもった人々は、被差別部落出身者として差別されているのが現状です。は、全国で六千部落、三百万人と推定されています。分布は、西日本一帯が主で信越・関東など東日本にも広がっています。埼玉県下でも、昭和四十六年の全国調査によると、その数は、二百六十四地区、七千二百七十九世帯、三万六千七百八十八人にのぼっています。

もちろん、法律上、制度上、被差別部落などというものは存在しません。明治の初め、日本が近代国家になったときから、法律や制度の上では、被差別部落という身分上の差別扱いを受けることはなくなりました。

しかし実際には、社会通念（非常に誤った社会通念、それは偏見といってもよいのですが）によって、長い間、被差別部落とみなされ、そこに生まれ育ち、いま住んでいる人々、近い過去において被差別部落と血縁的なつながりをもった人々は、被差別部落出身者として差別されているのが現状です。

**長年の差別と貧困**

それならば、被差別部落は、過去および現在において、社会からどのような差別を受けているのでしょうか。

まず、第一に、被差別部落は、封建時代においては賤身分とされ、近代社会になっても行政的に放置されてきたため、非人間的差別を受けてきたということがありま

### 心理的差別

心理的差別とは、被差別部落に対する差別的な意識や偏見のことです。

差別とは、もともと人間が他の

### 問題が多いのは結婚

特に問題となるのは、結婚をめぐる差別です。被差別部落出身という理由だけで、愛しあう仲をひききされ、縁談がこわされ、結婚しても離婚されるという例が少なくありません。恋愛に傷つき、結婚に破れて、自ら命を絶つていくケースが、被差別部落において毎年あつたをたないのです。私たちのまわりにも色々な形の差別がありますが、それに対して死をもつて抗議する例はまずないでしょう。

### 実態的差別

しかし、差別は、このような意識や観念などによるものだけではなく、現に被差別部落がおかれている社会的実態そのものにも存在しています。また、その実態から差別が拡大され、温存助長されるのです。

被差別部落の生活環境や立地条件は、住宅・道路・下水道などは、

### 発揮できない能力

被差別部落の人々は、能力があっても、職場からしめ出されるとともに、その能力を伸ばす機会、つまり、教育の場からも排除されてきました。

家庭の貧困は就学機会をうばい、勉学の意欲をそぎ、また、義務教育から上への進学条件をばんできました。十分な教育を受けられないことが、就業・就労の条件を低下させることはいまでもありません。

### 意識変革も不十分

第三に、社会の変革に関連し、人々の意識の変革が、極めて不十分であったこともその一つです。封建的、古い因習的な観念や感情が、近代社会にもいろいろな形でもちこまれ、被差別部落はそのいちばん底辺の犠牲とされたのです。

第四に、部落差別を残した理由の一つとして、近代日本の政治経済のしくみの特殊性があります。

### 身分解放令後もなぜ差別が残ったか

では、明治四年にいわゆる「身分解放令」が布告されたにもかかわらず、どうして部落差別はなくならなかったのでしょうか。

第一に、「解放令」は表面的なものに過ぎず、被差別部落の人々に広く自由な職業を保障するという経済的な裏づけが全くなかったことがあげられます。

第二に、明治になって、いわゆる四民平等の世となりましたが、ほんとうの意味の四民平等が実現されたわけではなく、むしろ新しい身分制度がつくられたということがあります。上には皇族・華族という特権身分が設けられ、武士は士族、農・工・商・賤民は平民という身分になりましたが、被差別部落民は、平民のなかでも、いちばん下にさげすまれました。

### 形式だけの解放令

第三に、社会の変革に関連し、人々の意識の変革が、極めて不十分であったこともその一つです。封建的、古い因習的な観念や感情が、近代社会にもいろいろな形でもちこまれ、被差別部落はそのいちばん底辺の犠牲とされたのです。

第四に、部落差別を残した理由の一つとして、近代日本の政治経済のしくみの特殊性があります。

### 貧しさのおも

つまり、資本主義発展のかけには、都市や農村の労働者・農民の貧しさが必要だったので、被差別部落は、この貧しさをたえず下からささえる「おもい」として利用されたわけです。

こうして、封建身分制度は、姿をかえて近代社会に温存されてきたのです。

### お願い

同和問題をよく理解するために、まず第一に被差別部落の歴史を知ることが必要です。「広報川越」では、昨年の四月二十五日から約一年にわたって「同和問題をみんなで考えよう」という表題の歴史シリーズを連載してきましたので、くわしくお知りになりたい方は、もう一度読み返してください。

## 行政の取り組み

# 基本は同対審答申・同対法

部落問題解決のために、昭和十五年の国会で、総理府に同和对策審議会が設けられ、昭和四十年八月には、この問題解決のための基本的な方針が内閣に答申（いわゆる同和对策審議会答申）されました。

これに基づいて、昭和四十四年七月、「同和对策事業特別措置法」といって、部落問題解決のための国の基本法が制定公布されました。

## 事業の内容

- ① 同和地区の生活環境の改善をはかること
- ② 同和地区の社会福祉および公衆衛生の向上増進をはかること
- ③ 同和地区の農林漁業の振興をはかること
- ④ 同和地区の中小企業の振興をはかること
- ⑤ 同和地区住民の雇用の促進および職業の安定をはかること
- ⑥ 同和地区住民に対する学校教育および社会教育の充実をはかること
- ⑦ 同和地区住民に対する人権擁護活動の強化をはかること
- ⑧ その他、目標を達成するための

措置を講じることと規定され、国や県、市町村などは、この事業を迅速かつ計画的に推進しなければならない責務があるととらえられています。

**国民みんなの問題**

また、すべての国民は、この法律の目的を理解し、相互に基本的人権を尊重し合うとともに、同和对策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならないとしています。これは、国民ひとりひとりが自分の問題として、また共通の課題として、真剣に考えて解決していかなければならないということであり、国民的課題といわれる理由もここににあるのです。

## 市民の権利と自由を保障するために

同和对策審議会答申には「近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民の権利、自由の侵害にはかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が、同和地区住民に対して完全に保障されていないことが差別なのである。」と差別の本質をはっきりと説明しています。



同和对策事業で整備された市道

## 特権扱いではない 同和对策事業

それは、具体的にはどのようなことがなされるべきでしょうか。世間には、貧乏な人は少なくないでしょう。しかし、被差別部落の貧しさは、世間一般の貧乏とはたいへん事情が違います。それ

それは、具体的にはどのようなことがなされるべきでしょうか。世間には、貧乏な人は少なくないでしょう。しかし、被差別部落の貧しさは、世間一般の貧乏とはたいへん事情が違います。それ

は、江戸時代以来、長い間社会からのけものにされたうえ、特に、近代百余年の間、政治的、経済的に、社会から差別をうけてきた結果の積み重ねによるものなのです。この歴史的につくられた社会的低さを高めるために被差別部落に対して、特別な物心両面にわたる行政施策を講ずることは、決して被差別部落を特権扱いしたりすることにはなりません。

**客観的な必要性**

同和行政は、被差別部落に対する

## 生活権の保障

差別をなくしていくためには、同和教育を進めることと並んで、差別を生みだしている、被差別部落の生活の社会的な低さをなくしていくこと、ひとくちにいえば、なをいっても、被差別部落の人々の基本的な生活権の保障を促進しなければなりません。

まずはじめに、被差別部落の社会的低さが、被差別部落みずからの責任から起こったものではなく、長い間の社会的差別から生じたものであることを、もう一度はっきり認識すべきだということです。同和行政は、被差別部落優先主義の行政ではありません。

**優越感のうらにひそむ差別意識**

次に、同和事業を批判する考え方には、本人は気がついていないかも知れませんが、被差別部落に対する差別意識がひそんでい

## 川越市の同和对策事業

川越市においても市長の諮問に応じ、同和对策事業に関する調査および審議を行ったため、同和对策審議会が設置され、また、事業の円滑な推進をはかるため、同和对策室並びに社会教育課同和教育係が設置されました。そして同和問題の早期解決をはかり、差別のない明るい社会の実現をめざして、地区道路の拡幅改良工事、下水排水路の改良工事、農機具等の近代化設備の導入、妊産婦の健康相談、公民館・集会所等における社会同和教育、「広報川越」による啓発等の諸施策を実施していますが、今後これらを一っそう計画的に実施していく予定です。

市民の皆さんも、この問題に関する理解と認識を深められ、早期解決のためにご協力くださるようお願いいたします。

# 同和教育の現状と課題

## 真の同和教育をすすめるために

「どんなにりっぱな行政ができて、人間の交わりがきかぬ、かぎり部落問題は解決しない。そのために、教育のもつ分野の重要性をよく考えてもらいたい。」

これは、昭和四十四年、同和对策事業特別措置法が国会を通過した際、時の総理大臣が、関係者に訴えたことばです。たとえ、経済・環境等の面で部落差別の問題が解決したとしても、人々が心の底から差別を憎み、差別を許さない人間とならない限り、部落の問題の基本的解決にはなりません。部落差別の解消をめざす同和教育の実践にあたって、このことは深く留意すべきこととす。

同和教育の目標は、部落問題について、全市民の正しい認識を高め、差別を見抜き、差別の解消につとめる市民の育成をめざすものですが、そのような教育は学校だけではできないものではあります。学校と家庭、社会の三者がひとつになって努力をしなければ効果はあがりません。

### 同和教育推進協議会が発足

市教育委員会では、同和教育の重要性を考え、この三者の総合的な同和教育の推進機関として、昭和四十九年四月一日に、同和教育推進協議会を発足させました。この推進協議会では、次のような仕事をしています。

### 同和教育の体制

昭和四十九年度に小学校六年生用の社会科教科書が、また、昭和五十年年度からは中学校の歴史の教科書がそれぞれ改訂されて、児童・生徒は、これまでもりも具体的、そして直接的に同和教育について勉強することになりました。

各学校では、この教科書の改訂を機に、同和教育の推進体制を整え、各教師が、今までもよりいっそう奥深く突っ込んで被差別部落の歴史性、社会性について研修し同和教育の基本的な問題についてじっくりと考えたうえで、自信をもって子どもたちの教育に当らなければなりません。しかも、十分な自覚と責任感をもってこの問題と取り組んでいくことが必要とされるわけですが、このため、次のような体制のもとに研修を進めていきます。

### 学校教育と家庭教育は車の両輪

研究会、講演会の開催

▽参考資料の紹介および提供  
▽その他同和教育の目的達成に必要なこと

先に述べたように、学校・家庭・社会の三者は、それぞれ深くつながりあっているものですが、ここで、本市の小・中・養護学校における同和教育について、そのあらましを述べてみましょう。

#### 市教育委員会

各対象別に、研修会を年間数回計画し、教師の資質の向上に努めています。

また、名細中学校に、昭和四十六年度から文部省・県とともに同和教育の研究を委嘱してきましたが、同校では、以来四年間にわたって、地域の方々の協力を得て、全職員一致協力、熱意をもってこの問題に取り組んできました。そして、昨年十二月十日に、研究協議会を開いてその研究の経過を公開、報告しました。

#### 市内各学校

各学校では、同和教育を学校教育目標並びに学校教育の全体計画の中にはっきりと位置づけ、年間指導計画をたてて実施しています。もちろん、同和教育は、全教科・全領域の中で展開することが根本ですが、特に関連の深い二教科(社会・国語)二領域(道徳・特別活動)については、さらに綿密な指導計画をたて、授業を通して

### 家庭との協力

「しつけは親のうしろ姿でなされる」と言われています。たしかに、子どもは良いにつけ悪いにつけ、親のまねをして育ちます。したがって、家庭でのしつけがもつ子どもへの影響力はきわめて大きく、学校と家庭との協力は子どもの教育に不可欠の要件です。同和教育を効果的に進めていくためには、学校教育とならんで、

### 「車の両輪」といわれる家庭教育・社会教育をなおざりにすることはできません。

学校では、この点を重視して、学級や学年のPTA・父視参観日・字町懇談会・家庭教育学級・PTA研修会のような機会、場をとらえて、ともどもに同和教育についての理解を深め、学校と家庭の二者がしっかりと連絡しあって、効果的に同和教育が進められるように、父母の方々の積極的な協力を期待しています。



同和教育の研修会(於名細中)

## 活動盛んな社会同和教育

## 差別のない明るい地域づくりを目指して

### 市内各公民館では

市内各公民館では、昨年度から、同和教育を学習課題として取り上げて学習してきましたが、本年度は「私たちの同和教育」をテキストとして、高齢者・婦人・青年等を対象とした学級・講座で、意識変革を目指した学習を進めています。

### 小堤集会所では

昭和四十五年度に部落解放センターとして設立され、同和地区の方々の解放への意欲の高揚と教養

### 社会を考える教室

一 差別

部落問題解決のために、正しい世論を高め差別のない社会を創造するとともに、これからの社会について考えます。

講師 吉田春吉氏 平井忠雄氏  
吉田春吉氏 平井忠雄氏  
入間教育事務所

助言者 川越市教育委員会 宮崎一氏  
名細小PTA会長 井上勇氏

一 学習内容

開講式と話しあい  
映画「差別人間であること」上映  
人権尊重と偏見提起  
実態と問題提起  
部落の成り立ちと運動解放運動  
同和对策と同和教育  
行政施策と教育  
部落解放運動の意義と役割  
具体的活動上映  
映画「冬の海」上映  
閉講式と話しあい

文化の向上を意図した各種の事業が展開され、地区内外の子どもから老人までが参加しています。

福寿学級、お母さん教室、成人講座、生花教室、料理教室、習字教室、珠算教室等を中心に、熱心な学習活動が展開されています。

この集会所の事業は昭和四十六年度から、国、県の委託を受け、毎年継続されています。

このほか、集会所は、小堤地区の方々の集会や交歓の場としても、幅広く利用されています。

各学校PTA・市PTA連合会では、学校教育と社会教育の接点にあるPTAでは、従来から学習活動が盛んでしたが、昨年度からはどのPTAでも同和教育に積極的に取り組んでおり、市内すべての小・中学校のPTAで開設している家庭教育学級で、同和教育を学習課題として、子どもが学校で学ぶ同和教育について、親として正しく受けとめ、子どもを正しく指導していけるよう学び合おうとしています。



社会を考える教室 一中央公民館で

### 同和地区がある学校区の同和教育

さらに、市内三十六校のPTAで組織されている川越市PTA連合会では、重点目標として「同和」

### 同和教育パイロット事業

文部省研究指定校(名細中)校区の市民を対象とした地域ぐるみの同和教育を進めるために、市教育委員会、学校、公民館、PTA、婦人会、子ども会育成会、自治会等が協力して、各種の事業を進めています。これは、県教育委員会の委嘱事業になっています。

市教育委員会、名細中・中学校同PTA、公民館、自治会が共催して、名細中学校区内十三会場で、夏休みを利用して同和教育研

### 名細中学校への協力

文部省研究指定校として、全職員が一丸となって差別解消のための教育実践と研究を進めています。対象地区の父母、同盟支部、市教育委員会、教育事務所等と連携し、同和教育懇談会を重ね、生徒への同和教育が効果を高めるよう、幅広い活動を展開しています。

### 集会所事業の充実

さきに紹介しましたが、集会所での学習効果をいっそう高めるために、運営委員、福寿学級生が、県内で早くから取組んでいる加須市(昨年訪問)、児玉町等を訪問し話し合いによる交歓研修会を開いています。お母さん教室では、他町村の集会所(昨年度は吉見町和名集会所、本年度は神川村青柳解放センター)を訪問し、それぞれ集会所運営委員、学級生等と膝を交えて話し合い、意識の変革と学習方法改善のための研修を行っています。



小堤集会所

同和教育の学習をする名細中の生徒

# なくそう、差別意識

## 学習会に参加した市民の声

「……先生、私は去る七月二十四日、霞北公民館で先生から同和教育についてのお話を承り、同時に上映された同和問題を扱った映画（差別！人間であること）を見て、深く考えさせられた者でございます。全世界で人間平等が叫ばれている時代に、同じ日本民族の中に未だ差別されている人々があるとは、何ということでしょう。昔、私は大阪で少女期を過ごしましたが、差別されている人々と接しておりました。その人々は自分達より下層の人のように誰からも教えられて参りませんでした。社会の情勢に目を開き始めた頃、全国に水平社運動が潮のような勢いで広がりましたが、私はそれすら対岸の火としか感じていませんでした。近世の権力者が、自己の繁栄と保身のために国民を相争わせ、憎み合わせて、貧しく力足りなかつた者を賤民に落とし、大衆には蔑視の観念を植えつけて、その差別観念が現在まで残っているという事は、日本史の上で大きな汚点であり、残念なことでございます。あの映画の「コマーコマ」から、私は部落の人々の長い忍耐と屈辱の怨嗟の声を聞きました。特に、部落の一女性の

悲恋の結果には、向けどころのない怒りに涙ぐんでしまいました。青春の華である恋愛は、美しいもの、祝福されるべきものなのに、ひたむきな二人の愛が、周囲の人々によって打ち破られ、あの青年と女性ほどのような思いだったことでしょう。愛と憎しみは表裏のものであるとはいえず、青年の側の人々の偏見の根深さに暗然となったのは、私一人ではなかつたと思います。映画の後の話し合いで、私はこの学習会によって部落差別の実態を知った方が案外と多かつたことを知りました。

### 信頼と尊敬で問題解決を

国も、現在は同和対策に本腰を入れて来ましたが、この問題は法のみで解決できる簡単な問題でないように思われます。これを織物にたとえれば、法律はタテ糸に過ぎません。大衆の正しい理解と協力というヨコ糸がなければこの布は織り上がらないのではないのでしょうか。私達老人は、総じて保守的、閉鎖的ですから、一人では何事もなし得ませんが、老人は老人同士、若者は若者同士、まして信頼と尊敬による人間関係の向上を求めて集う私達婦人が手をつなげば、この問題解決に大きな力となることができましよう。それぞれ

の地区公民館を交流の場として、老人会や婦人会の会合を持ち、あやまつた差別観を取り除き、親睦と向上を語り合うことなどは、初步的ではあるけれども有効ではないかと考えます。四民平等という言葉は、昔から誰でも知っていたはずなのに、今部落差別の実在を知った私は、反省せずにはいられません。

先生のお話を伺った今、同和問題の夜明けと、部落解放実現の彼岸に達する日を切に切に祈るものでございます。

自治連合会役員、教育長、小・中・高等学校校長、知識経験を有する者の中から、市長が委嘱して

## 同和対策事業の推進

### 一川越市同和対策審議会

同和対策事業特別措置法の趣旨に基づき、同和対策事業を迅速かつ計画的に推進するよう、市長の諮問に応じ、同和対策事業に関する調査および審議を行うため昭和四十九年一月に設置されました。

- 正副会長の選出
- 市長よりの「川越市における同和対策の方策」についての諮問に対する協議を重ね、緊急な問題についての第一次答申及び要望を提出
- 今後の事業計画等の協議
- 同和対策総合計画等についての協議
- 視察研修（七回実施）
  - 加須市、深谷市、群馬県群馬町、兵庫県西宮市、兵庫県姫路市、兵庫県加古川市、三重県伊勢市における、それぞれの市町の同和対策および同和教育の実施状況等についての視察研修
  - 市内における同和対策事業の実施状況等についての視察研修
  - 講演会等の開催と参加
- 同和問題についての映画と講演

## 同和教育の振興に寄与

### 川越市同和教育推進協議会

川越市における同和教育の振興を図り、明るい地域社会づくりに寄与するため、昭和四十九年四月に設置されました。

- 委員は、学校教育関係者、社会教育関係者、行政関係者、部落解放同盟関係者、学識経験者の中から、教育委員会が委嘱・任命して
- 正副会長選出および幹事の委嘱
- 事業計画の承認
- 中学校における同和教育の進め方および諸事業についての協議
- 川越地区同和教育研究会・地区

現在までに、次のような活動をしてきました。

- 市教委委託の同和教育推進事業および高校における同和教育実施状況についての視察研修
- 長野県小諸市における同和対策同和教育（社会・学校）およびその推進組織、予算等についての視察研修
- 同和問題に関する調査の実施状況等についての協議
- 同和教育総合計画等についての協議
- 本市における同和教育の現状と対策についての検討
- 視察研修（二回実施）
- 指導者研修会についての協議
- 同和問題に関する調査の実施状況等についての協議
- 同和教育総合計画等についての協議



同対審委員の視察研修 於：西宮市